

●生活保護者以外で、傷病等で緊急の医療措置が必要な方への対応について

生活保護者以外の方で傷病等での医療措置が必要な方への対応は、下記の宮崎県の事業をご案内ください。

無料低額診療事業

経済的な理由（医療費の支払いが気になって）で病院受診を控えている方に対し、無料または低額で診療を行う事業があります。

対象

低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な方（外国籍の方も本事業を利用できます。）

※基準は、各医療機関によって異なります。

減免金額

診療費の10%以上。

※減免金額は、各医療機関によって異なります。

実施医療機関

	施設名	住所	電話番号
①	宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前 1171 番地	0985-24-6877
②	おおつか生協クリニック	宮崎市大塚町大迫南平 4401 番地 1	0985-52-6715
③	和知川原生協クリニック	宮崎市和知川原 2 丁目 25 番地 1	0985-23-0050
④	このはな生協クリニック	宮崎市大字熊野 1613 番地	0985-58-1222
⑤	潤和会記念病院	宮崎市大字小松 1119 番地	0985-47-5555
⑥	野崎病院	宮崎市大字恒久 5567 番地	0985-51-3111
⑦	野崎東病院	宮崎市村角町高尊 2105 番地	0985-28-8555

※表示は、宮崎市内のみ。

利用方法

利用にあたっては、直接、医療機関に電話などでお問い合わせ下さい。

※申込方法や減免基準は、医療機関によって異なります。

※1 年末年始の期間中、上記の病院等で対応が取れるかは、新聞等で在宅医(当番医)をご確認のうえ、お問合せください。

※2 救急を要する場合は、119番にてご対応ください。

令和6年12月

各 民生・児童委員 殿

宮崎市福祉部社会福祉第一課・第二課

年末年始における生活保護業務の取扱いについて（お願い）

●期 間 令和6年12月28日(土)～令和7年1月5日(日)

●生活保護の相談、申請者の方への対応について

①傷病等で緊急な医療措置が必要な方への対応

⇒相談者の住所・氏名・生年月日・相談内容を記録していただき、医療機関への受診をご案内、若しくは、救急を要する場合は119番通報にてご対応ください。

※外来受診の場合は、裏面の無料低額診療事業をご活用ください。

⇒下記連絡先(市役所当直室 25-2111)へご連絡ください。

②特に緊急を必要としないと判断できる方への対応

⇒相談者の住所・氏名・生年月日・相談内容などを、1月6日(月)以降に社会福祉第一課・第二課までご連絡ください。

⇒相談者に対して、1月6日(月)以降に社会福祉第一課・第二課を訪ねるようご案内願います。

●生活保護受給中の方の医療機関受診の取扱い

⇒年末年始の期間中は、医療券(診療依頼書)が発行できません。

期間中に受診が必要な場合は、各保護者が保有する受給証を指定医療機関に提示して受診するようお願いください。

⇒1月6日(月)以降に、社会福祉第一課・第二課へ連絡するようにご指導願います。

●生活保護受給中の方が死亡した場合の対応について

・下記連絡先(市役所当直室 25-2111)までご連絡ください。
当直室から担当職員に連絡して対応します。

●その他

・上記の他、年末年始の期間中に緊急の事態等がありましたら、下記連絡先までご連絡いただきますようお願い致します。

・保護費は、毎月5日支給しております。

令和7年1月分の保護費は、12月27日(金)に支給致します。

◎年末年始の連絡先 電話 25-2111 ※市役所当直室につながります

【裏面へつづく】